

令和4年度決算に基づく
 苓北町の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく苓北町の指標は以下のとおりで、いずれも基準を下回っています。

●健全化判断比率

区 分	苓北町 健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－%	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	－%	20.00%	30.00%
実質公債費比率	12.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	32.2%	350.0%	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字でない(黒字である)ため、“－%”と表示しています。実質収支は277,455千円の黒字、連結実質収支は365,122千円の黒字です。

●資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準	(参考)各会計の 資金剰余額
苓北町水道特別会計	－%	20.0%	10,561千円
苓北町下水道特別会計	－%		6,039千円
苓北町農業集落排水 特 別 会 計	－%		1千円
苓北町特定地域生活 排水処理事業特別会計	－%		14千円
苓北町宅地造成事業 特 別 会 計	－%		17,749千円

※ 各会計とも資金不足額がないため、“－%”と表示しています。

【 財服用語解説 】

■実質赤字比率

一般会計における実質赤字額が標準財政規模に占める割合です。
(標準財政規模:自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源の規模。地方税や普通交付税が主なものです。)

■連結実質赤字比率

一般会計と特別会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合です。
対象となる会計は、一般会計と、国民健康保険・介護保険・後期高齢・水道・下水道・農業集落排水・特定地域生活排水処理事業特別会計になります。

■実質公債費比率

苓北町の一般会計のうち、公債費(借入金の償還金)及びこれに準じる額(特別会計や広域連合への支出のうち、借入金の償還に充てたと認められる額)が標準財政規模に占める割合を示します。

令和元年度～令和3年度の3カ年平均値です。

■将来負担比率

将来負担額(借入金の残高や退職手当負担見込額など)が標準財政規模に対する割合。この値が高いと、将来の財政を圧迫する可能性が高くなります。

■資金不足比率

公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する割合です。
対象となる会計は、水道・下水道・農業集落排水・特定地域生活排水処理事業特別会計です。

■早期健全化基準(経営健全化基準)

健全化判断比率(資金不足比率)のいずれかが早期健全化基準(経営健全化基準)以上の場合は早期健全化段階(経営健全化段階)となり、健全化に向けた計画の策定、公表、県知事への報告が義務づけられます。また、計画を定めるにあたっては、外部監査要求が義務づけられます。

■財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、再生段階となり、財政再生計画の策定、公表、総務大臣への報告が義務づけられます。また、計画を定めるにあたっては、外部監査要求が義務づけられます。さらに、この計画については総務大臣との協議で同意を得られないと、地方債の発行ができなくなります(災害復旧事業債を除く)。

■ お問い合わせ

苓北町役場 企画政策課

TEL: 0969-35-3334

FAX: 0969-35-2454